

新型コロナウイルスワクチンに係る集団接種への医師・看護師等派遣事業に関する協定書

岐阜市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新型コロナウイルスワクチンに係る集団接種への医師・看護師等派遣事業（以下「事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲及び乙が対等な立場で、共通の認識を持ち、事業を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 事業は、甲が実施する公共施設での集団接種に関し、時間外及び休日に、乙の医師、看護師等を派遣することにより行うものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、事業に要した費用を負担金として乙に支払うものとする。

（負担金の額等）

第4条 甲が支払う負担金の額は、医師を派遣する場合にあっては1時間につき7,550円、看護師等を派遣する場合にあっては1時間につき2,760円とする。

2 乙は、事業が完了したとき、別紙請求書及び請求内訳書により、前項の負担金の額を甲に対し請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（時間外及び休日）

第5条 事業における時間外及び休日とは、次に掲げるとおりとする。

（1）時間外

ア 月曜日から金曜日 概ね午前8時前と午後6時以降

イ 土曜日 午前8時前と正午以降

ウ 月曜日から土曜日までにおいて、休診日を設定している医療機関における当該休診日

エ 標準によることが困難な医療機関（午前中及び午後6時以降を診察時間とする医療機関等）については、当該医療機関が定めている診療時間以外の時間

（2）休日

日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日

（事業実施期間）

第6条 事業の実施期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までとし、本協定書における締結日にかかわらず遡って適用するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等について）

第7条 第4条第3号の規定により甲から乙に支払った負担金について、乙は次の各号に定めるとおり、消費税及び地方消費税の申告により、負担金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、甲に仕入税額控除報告書を提出し、及び負担金に係る仕入控除税額を返納するものとする。

（1）提出期限 令和6年4月15日までに提出する。

（2）返納期限 令和6年5月31日までに返納する。

(疑義)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 岐阜市
代表者 岐阜市長 柴橋 正直

(乙)